

令和5年3月28日

お客さま各位



【スタンダードプランをお申し込み頂いているお客さま対象】

約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

なお、下記記載におきます案件につきまして、お客さまご自身でお手続きいただくことはございません。

この度当社の設定する約款につきまして、改定がございますのでご連絡申し上げます。なお、本約款改定は、2023年度電源調達元である2023年度ベースロード価格、市場価格、託送料金の価格変動分を反映しております。

本約款改定につきましては2023年5月ご使用分の電気料金より適用となります。

1. 対象プラン

スタンダードプラン

2. 変更内容

適切な資源価格を反映し、安定的に電力を供給し続けることを目的とし、下記内容を変更いたします。

- (1) 燃料費調整単価適用期間の記載修正
- (2) 市場調整費の設定
- (3) その他

詳細につきましては別表にて記載しておりますのでご確認をお願い申し上げます。

ご不明点等ございましたら、下記カスタマーセンターまでご連絡くださいませ。

カスタマーセンター：03-6774-2722（平日10:00～17:00）

今後もサービスの向上に努めてまいりますので、変わらぬご愛顧をお願い申し上げます。

敬具

(別表)

(1) 燃料費調整単価適用期間の記載修正

燃料費調整単価の適用期間を下記の通り修正いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(2) 市場調整費の設定

当社の電源調達において一部・または全部市場での調達となることから、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間で各地域のエリアプライスを当社の使用量に応じて加重平均した価格（以下当社エリア価格とする）を元に、以下に定める市場調整費の請求を行うものといたします。なお、算定につきましては請求月の前月当社エリア価格を元に前月分を算出するものといたします。

(イ) 市場調整費

JEPXのエリアプライスより算出した当社エリア価格が請求基準値を上回った場合、当社エリア価格から請求基準値を引いたものに1.10（以下「調達単価係数」といいます。）を乗じた値を算出します。各契約種別における料金に、(二)に定める市場調整費にて算出された値を加えるものといたします。

(ロ) 請求基準値の改定

当社は、毎年4月1日、7月1日、10月1日、1月1日、の年4回、請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものとし、当社のホームページにて改定後の請求基準値を公開するものといたします。

(ハ) 請求基準値の設定

エリア	請求基準値
北海道	24.00
東北	25.50
東京	27.50
中部	23.50
北陸	22.00
関西	22.50
中国	23.00
四国	23.00
九州	17.00

(二) 市場調整費の算定

市場調整費 (円)	$(\text{前月当社エリア価格} - \text{請求基準値}) (\text{円}) \times 1.10$ $\times \text{当月使用電力量 (kWh)} \times (1 + \text{消費税率})$
-----------	--

(ホ) 市場調整費適用期間

市場調整費算定対象の期間において当社エリア価格が請求基準値を超えた場合、(二) によって算定された市場調整費を市場調整費適用期間にお客さまが受けた受給電力量に適用するものといたします。

市場調整費算定対象	市場調整費適用期間
4月1日から4月30日までの調達価格	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
5月1日から5月31日までの調達価格	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
6月1日から6月30日までの調達価格	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
7月1日から7月31日までの調達価格	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
8月1日から8月31日までの調達価格	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
9月1日から9月30日までの調達価格	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
10月1日から10月31日までの調達価格	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
11月1日から11月30日までの調達価格	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
12月1日から12月31日までの調達価格	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
1月1日から1月31日までの調達価格	その年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
2月1日から2月28日までの調達価格 (閏年となる場合は、2月29日までの調達価格)	その年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
3月1日から3月31日までの調達価格	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間

(3) その他

その他需給契約における実質的な変更を伴わない記載修正を行います。